

役員等推薦要領内規

1. 総務部会（定められていない場合は総務担当副会長，以下同じ）は，各理事に対し，会長1名，副会長3名，監事2名の推薦を依頼する。
会長，副会長，総務部会は，推薦に基づき，学識，人格，所属，地域等を考慮し，適任者を理事会に推薦する．副会長候補者の内1名は大学・研究所から，1名は企業から選ばれることが望ましい．
2. 各支部は，理事1名を推薦し、その支部担当理事とする。
3. 前項以外に，以下に定める方法により，3支部より，原則として企業に所属する会員から，理事各1名を推薦する。
3支部の決定にあたっては，前年度末における各支部の企業所属の正会員数の平方根（小数点以下第3位四捨五入）をその支部の指数とし，その指数と次に定めるスキップ指数累積値の和の多い順とする。
各年度のスキップ指数は，その年度における各支部の指数値とし，本項の理事が選出されていない年度には，当該支部にスキップ指数を加算し，選出された年度にゼロとする．
4. 次々年度に伝熱シンポジウム開催予定の支部は，当該担当理事候補者を推薦する．
5. 会長，副会長，各部会は，理事候補者を推薦することができる．
6. 理事候補者は，総務部会（会長，副会長を含む）において調整の後，理事会に諮られる．
7. 監事候補者は，原則として関東支部所属の正会員から選出するものとし，総務部会（会長，副会長を含む）において調整の後，理事会に諮られる．
8. 各支部は，前年度末における各支部の正会員数の平方根に0.4を乗じた数を四捨五入した数の評議員候補者を推薦する．ただし，各支部の推薦数は，3名を下まわらないものとする．
9. 会長，副会長，各部会は，評議員候補者を推薦することができる．
10. 評議員候補者は，総務部会（会長，副会長を含む）において調整の後，理事会に諮られる．

付 則

1. 第3項のスキップ指数の加算は，平成4年度から開始する．

平成4年12月19日 理事会承認

平成5年5月28日 改訂

平成6年2月26日 改訂